事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所 在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社千葉銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)変更事項

営業所又は	変更前	変更後	変更年月日
事務所の名称			
新宿支店新宿西法人		東京都新宿区西新宿6丁目14番1号(新宿	2024年6月6日
営業所出張所		グリーンタワービルフ階)	

(2)変更の理由 営業所新設のため